

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 1 6 日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

} 殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和 7 年 4 月 9 日、九州局管内の立木販売の事業箇所において重大災害が発生し、その概要が別添 1 のとおり林野庁業務課長から送付されました。

この災害は、伐倒作業において、ヒノキを伐倒したところ、隣接し上部でつるがらみになっていた立木（ヒノキ）が引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり受災したと推定されるものです。

本災害は、伐倒木上部のつるがらみの状況について十分な把握と必要な措置を講じさせずに伐倒が行われたことにより受災したものと推察され、作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態であります。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 15 日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和 7 年 4 月 9 日、九州森林管理局管内の立木販売において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、伐倒作業において、ヒノキを伐倒したところ、隣接し上部でつるがらみになっていた立木（ヒノキ）が引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり被災したと推定されるものである。

本災害は、伐倒木上部のつるがらみの状況について十分な把握と必要な措置を講じさせずに伐倒が行われたことにより被災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっている。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業、救急連絡体制の整備及び作業相互の定期的な連絡による安全の確認に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

特に立木販売において契約者が他の事業者には作業を委託等する場合は、契約者から委託先等の事業者への安全指導を徹底するよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」（令和 7 年 4 月 25 日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、伐倒作業に当たり、作業者に、①つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木等の有無、②落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枯損木等、③つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれがあるものについて、事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させること。
(林災防規程第59条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 2 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く）を行うときは、作業者に、つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせること。

（安衛則第477条、林災防規程第61条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連関連）

- 3 事業者は、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つる類のうち、フジツル、ヤマブドウ、クズ等は、枯れても材質を保持しており、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知すること。

また、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならず、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、事業者が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させること。

（林災防規程第76条関連）

- 4 事業者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除かせること。

（安衛則第477条、林災防規程第62条、63条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連）

- 5 事業者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20cm以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせること。

（林災防規程第67条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連）

- 6 事業者は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため、作業中の作業者相互の連絡方法について定め、その内容を作業者に周知すること。

また、事業者は、連絡責任者に、作業現場において、定めた方法による作業者相互の連絡を行わせ、相互の安全を確認させること。

（林災防規程第24条、25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）

- 7 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。

- （1）連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。（相互の安全を確認する方法としては、例えば、定めた時刻にすべてのチェーンソー等を停止させ、あらかじめ定めた手順により各作業者に呼びかけ応答を行うことなどが想定される。）
- （2）作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により

異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。
(林災防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。

三 （略）

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

林業・木材製造業労働災害防止規程（令和5年12月11日適用）抜粋

(調査及び記録)

第48条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(1)～(2) （略）

(3) 偏心木、片枝木、二又木、転倒木、欠頂木、空洞木、腐朽木、枝がらみ木、つるがらみ木、枯損木及び広葉樹の状況

(4)～(5) （略）

(作業計画)

第50条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、第48条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

(1) （略）

(2) 作業の方法(チェーンソー又は車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。)、伐倒の方法、伐倒の順序、かかり木処理の作業方法及び困難木の伐倒方法

(3) 作業の安全対策として、退避場所の設定標示、立入禁止の設定標示、伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置及びその他安全対策

(4)～(7) （略）

2 会員は、前項の作業計画を定めたときは、当該作業計画を関係作業者に周知しなければならない。

(伐倒作業前の準備)

第59条 会員は、伐倒作業に当たり、作業者に次の事項について事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させなければならない。

(1) （略）

(2) 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木、枯れ枝等の有無を確認すること。

(3) 跳ね返りや落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枝、枯損木等については事前に確認すること。

(4) かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを確認すること。

(障害物の取り除き)

第61条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、ささ、浮石等で伐倒等の際に危害を受けるおそれのあるものを、あらかじめ、取り除かせなければならない。

(退避場所の選定)

第62条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

2 会員は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

(退避路の整理)

第63条 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(1) 枝条、ささ等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。

(2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。

(困難木の定義)

第72条 困難木とは次のいずれかの状態にあるものをいう。

(1) 偏心木又は二又木

(2) 枝がらみの木又はつるがらみの木

(3) 裂け易い木

(4) あばれ木又は腐朽木若しくは空洞木

(5) 被害木（転倒木、折損木、欠頂木）

(6) 急傾斜地にある立木等の伐木作業が困難な木

(7) 伐木作業を行うとき、けん引具、胴ベルト（U字つり）、移動式クレーン等、別途装備等の用意が必要な木

(つるがらみの木の伐倒)

第76条 会員は、第48条の調査の結果、伐採予定の森林内に第72条第2号のつるがらみの木がある場合は、作業計画に記載するとともに、伐採着手前につる類を根元から切り離し、つる類を枯らしておかななければならない。

2 会員は、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つる類のうち、フジツル、ヤマブドウ、クズ等は、枯れても材質を保持しており、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知しなければならない。

3 会員は、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならず、第80条に基づき、同条第1号の業務に関して指名した者に判断させなければならない。

(指示を要する伐木)

第80条 会員は、第72条に定める困難木を伐倒する業務のうち、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。

- (1) 枝がらみの木、つるがらみの木の伐木の業務
- (2)～(6) (略)

(くさびの使用)

第67条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。

2 会員は、作業者に第1項の作業を行わせる場合には、次の各号に掲げる事項を行わせるよう努めなければならない。

- (1) くさびは立木の大きさに応じて本数を増やすこと。
- (2) くさびの打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびを使用すること。

(緊急連絡の方法等の決定、周知)

第24条 会員は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業者に周知させなければならない。

- (1) 作業場所における作業中の作業者相互の連絡方法
- (2)～(5) (略)

(連絡責任者の選任と連絡方法等の確認)

第25条 会員は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係作業者に周知させなければならない。

2 会員は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1)～(2) (略)
- (3) 作業者に対し、作業中の作業者相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。
- (4) (略)

(作業者に行為せる安全の確認)

第27条 会員は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
- (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月 7 日
付け基発1207第 3 号）抜粋

6 作業計画等

(1) 調査及び記録

事業者は、伐木等作業を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表 1、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表 2 に示す事項を含め調査し、その結果を記録すること。

なお、当該調査及び記録には、別添 1 に示す作業計画の標準的な様式を活用することが可能であること。また、伐木等作業、車両系木材伐出機械を用いる作業等の調査及び記録をとりまとめ、一の様式にすることは可能であること。

表 1 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うための調査に含める事項

① 地形の状況（平地であるか、傾斜であるか（傾斜の緩急、斜面の向き（北向き、南向き等））等を含む。）
② 地質・水はけの状況（岩石地であるか、崩壊地であるか、転石又は浮き石の量及び水はけを含む。）
③ 埋設物・架空線近接の状況
④ 伐倒対象の立木の状況（伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。）
⑤ つるがらみ・枝がらみの状況
⑥ 枯損木・風倒木の状況
⑦ 下層植生の状況（かん木・草本の粗密を含む。）
⑧ 緊急車両の走行経路
⑨ 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

表 2 ～ (2) (略)

(3) 作業計画

ア 事業者は、伐木等作業を行う場合には、あらかじめ、上記 (1) を踏まえ、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表 3、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表 4 に示す事項を含む作業計画を定めること。なお、作業計画の標準的な様式は、別添 1 であること。

上記の作業計画は、現場の実態等を踏まえ、伐木等作業に加え、車両系木材伐出機械その他の作業を行うために定める作業計画と合わせて、一の様式とすることも可能であること。

なお、上記 (2) に基づく、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置については、上記の作業計画を定める場合にも活用できること。

イ 事業者は、上記アにより定めた作業計画に基づき伐木等作業を行うこと。

ウ 上記アにより定めた作業計画について、事業者は労働者に確実に周知を行うこと。なお、例えば、伐木等作業を開始する前に、朝礼等の安全衛生に関する打合せを活用し、作業計画の説明を行う等の方法があること。

表 3 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うために定める作業計画に含める事項

1	作業地の概況
	① 作業を行う場所
	② 地形の状況
	③ 地質・水はけの状況
	④ 埋設物・架空線近接の状況
	⑤ 緊急車両の走行経路、緊急連絡先
	⑥ 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
2	作業の方法等
	① 作業の方法（チェーンソー・車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。）
	② 伐倒の方法
	③ 伐倒の順序
	④ かかり木処理の作業方法
3	作業の安全対策
	① 伐倒作業における退避場所の設定標示
	② 伐木作業における立入禁止の設定標示
	③ 伐倒作業における合図の方法
	④ 伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置
	⑤ その他安全対策

表４～（５） （略）。

７ チェーンソーを用いて行う伐木の作業

（１）作業前の準備

ア （略）

イ 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無等を確認すること。

ウ （略）

エ 安衛則第477 条第 1 項第 2 号に基づき、かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。あわせて、跳ね返りによる危険が生じる可能性のある立木、枝、枯損木等についても取り除くことが望ましいこと。

（２）作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア～ウ （略）

エ 安衛則第477 条第 1 項第 1 号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ （略）

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

(3) 基本的伐倒作業

ア 概要 (図2参照)

伐倒作業において、正しい受け口切り及び追い口切りによって、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残し(以下「つる」という。)を正しく残すこと。なお、安衛則第477条第1項第3号に基づき、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、伐根直径の10分の1程度となるように、つるを確保すること。

伐木に従事する労働者の知識、経験等を踏まえ、胸高直径20センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及び切り残しを作ることができる場合は、受け口を作ることが望ましいこと。

また、2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。なお、立木の重心の移動等を踏まえ、くさびを使用すること。

なお、諸外国では、別添2中参考1及び参考2に示す方法により伐倒される場合があること。

図2～ウ (略)

エ くさびの打ち込み (図3参照)

(ア) くさびは、のこ道の確保及び伐倒方向を確実なものとする事等のために用いるものであること。

(イ) 追い口切りにおけるのこ道の確保のため、薄いくさびを使用すること。

(ウ) その後、切り幅の進行を確認しつつ、重心を移動させるための厚いくさびを使用すること。

(エ) 上記によりくさびを複数同時に使用する場合は同一形状かつ同じ厚さのものを組にして使用すること。

(オ) 打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびの使用が望ましいこと。

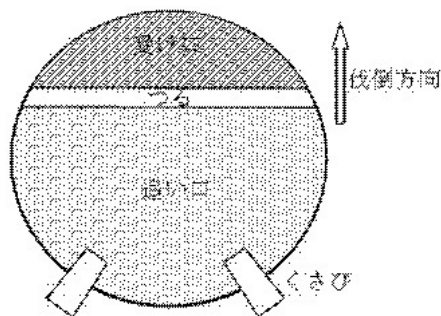


図3 くさびの打ち込み位置の例

オ 伐倒及び退避

(ア) くさびを用いる場合は、追い口切りと、くさびの打ち込みを交互に行い、最後は必ずくさびを打ち込むことによって、伐倒すること。

(イ) くさびの打ち込みで、追い口が浮き始めたら、ただちに退避すること。

(ウ) くさびは、立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

(4)～(5) (略)

3 緊急時における連絡体制等の整備

(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア （略）

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ～ケ （略）

(2) 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

4 （略）

5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア （略）

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ （略）

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

6 （略）

7 教育訓練の実施

事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を行うこと。

(1)～(3) （略）

(4) 作業場所における労働者相互の連絡の方法

(5)～(8) （略）

(別添)

令和 7 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概 況)

<林 野 庁 集 計>

令和7年4月30日現在

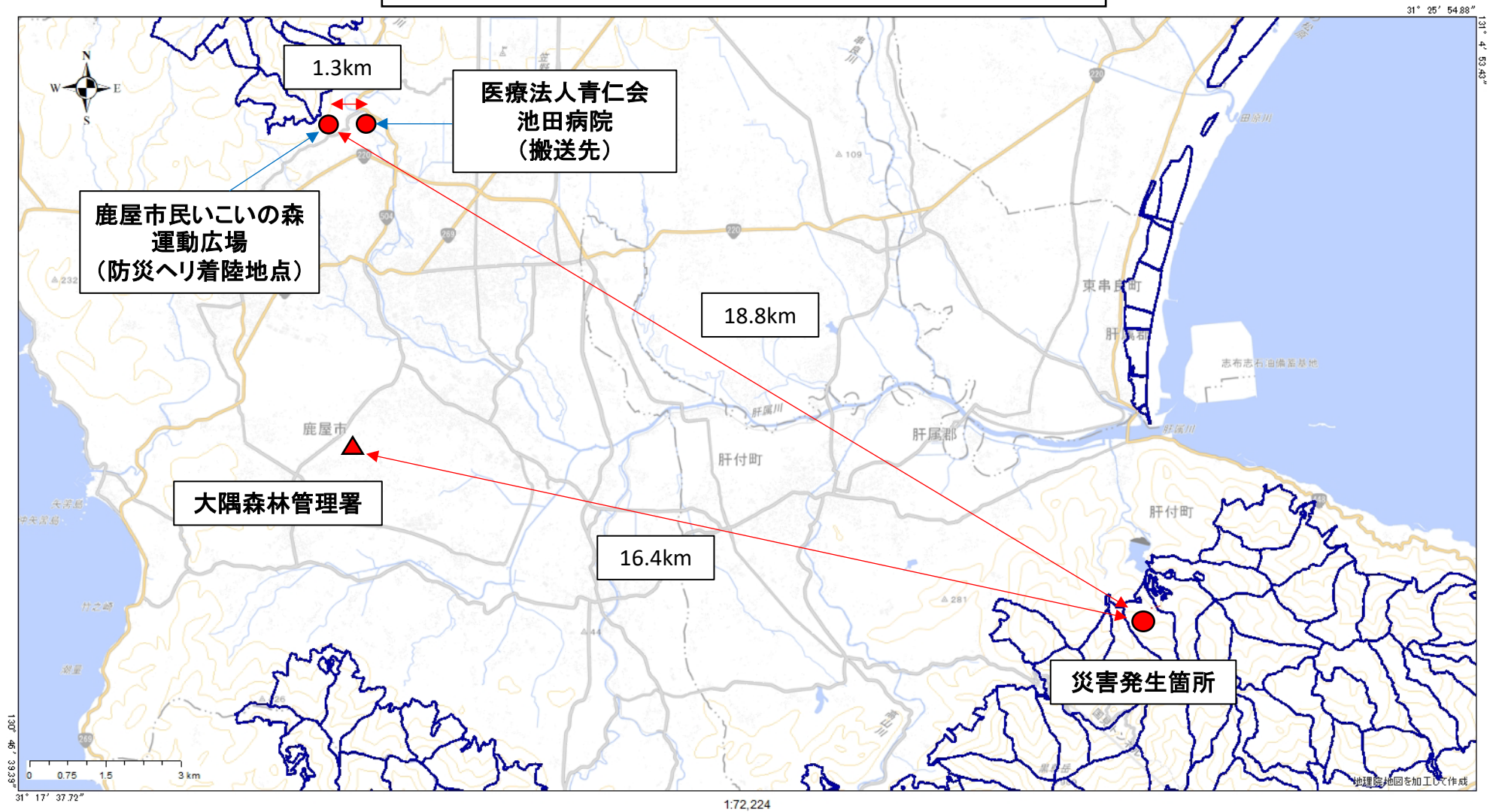
区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計						1		1
前年度同期累計						1		1
前 年 度 計	3					5		8

※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

1 森林管理局・署等名	九州森林管理局 大隅森林管理署
2 事 業 の 種 類	立木販売 (分収造林)
3 災 害 発 生 日 時 等	令和7年4月9日 (水) 10時00分頃発生(推定) (死亡：令和7年4月9日 (水) 15時08分頃 死因：挫滅症候群)
4 災 害 発 生 場 所	鹿児島県肝属郡肝付町波見 日平国有林64ほ林小班
5 契 約 相 手 方	鹿児島県鹿屋市吾平町麓2385-2 肝付木材株式会社 代表取締役 亀甲 陽海
6 事業実行事業体	鹿児島県肝属郡錦江町神川3033 株式会社岩崎木材工芸 代表取締役 岩崎 理恵 (5との関係：下請)
7 被 災 者 年 齢 等	年齢：53歳 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：厚、健、労、雇
8 従 事 作 業	伐倒作業 (主伐)
9 災 害 の 概 況	当日、被災者は、午前7時30分からミーティングを行い、午前8時30分から同僚4名 (被災者 (伐倒)、同僚A (伐倒)、同僚B (プロセッサによる造材)、同僚C (グラップルによる集材)、同僚D (フォワーダによる運材)) と立木販売箇所の伐木造材作業に従事していた。 ・11時30分頃 同僚Aは、チェーンソーの燃料を取りに行くため搬出路を下っていたところ、被災者が作業している箇所からチェーンソーの音が聞こえないことを不審に思い、被災者が作業している箇所を確認したところ、根元から倒れているヒノキ立木C (胸高直径20cm、樹高17m、根元から1.2m付近) が腰付近に覆いかぶさりうつ伏せになっている被災者を発見した。(同僚Aは被災者と離れた場所で伐倒作業を行っており、搬出路を下る前までは被災者の作業箇所からチェーンソーの音が聞こえないことを不審に思わなかった。)

【ここからは推定】	・11 時 40 分頃 同僚Aは、直ちにチェーンソーでヒノキ立木Cの幹を切断して被災者を救出し、声を掛けたが返事はなく意識もなかった。 ・11 時 45 分頃 同僚Dは同僚Aの姿が遠目に見え、状況は確認できていなかったが、災害が起きていることを察して、災害発生箇所に向かう途中で携帯電話により、会社（（株）岩崎木材工芸）に災害発生の連絡を行った。 ・11 時 50 分頃 同僚Aは呼笛により同僚B、C及びDに災害の発生を知らせた。（同僚Aは伐倒を行っていた箇所に無線を置いており、被災者が所持している無線をすぐに確認できなかった。） ・12 時 00 分頃 同僚B、C及びDが災害発生箇所に駆けつけ、同僚Dは、携帯電話により消防署へ救急車の要請を行った。 ・12 時 10 分頃 大隅肝属地区消防本部指令課から、「日平窪野林道及び現場が林道から離れている状況から救急車での搬送は困難と判断し、鹿児島県の防災ヘリの出動を要請した」との電話があり、同僚らは電話を繋いだまま、指導に基づき心肺蘇生を開始し、防災ヘリ到着までの間、交代で処置を施した。 ・13 時 20 分頃 防災ヘリが現地に到着。上空から被災者を収容後、中継地点（鹿屋市民いこいの森運動広場）まで搬送し、救急車で鹿屋市の医療法人青仁会池田病院へと移送した。 ・13 時 57 分頃 医療法人青仁会池田病院に到着。 ・15 時 08 分頃 医師により死亡（挫滅症候群（骨盤骨折））が確認された。 現地の状況から、被災者は傾斜約 30 度の箇所で、ヒノキ立木A（胸高直径 34 cm、樹高 18m）を伐倒し、次にヒノキ立木B（胸高直径 40 cm、樹高 20m）を伐倒したところ、隣接し上方でつるがらみになっていたヒノキ立木C（胸高直径 20 cm、樹高 17m）がヒノキ立木Bに引っ張られて根元から倒れ、ヒノキ立木Cの根元から 1.2m 付近が被災者の腰付近に覆いかぶさるような状態となり被災したものと推定される。
10 そ の 他	

災害発生箇所位置図
(鹿児島県肝属郡肝付町波見 日平国有林64ほ林小班)

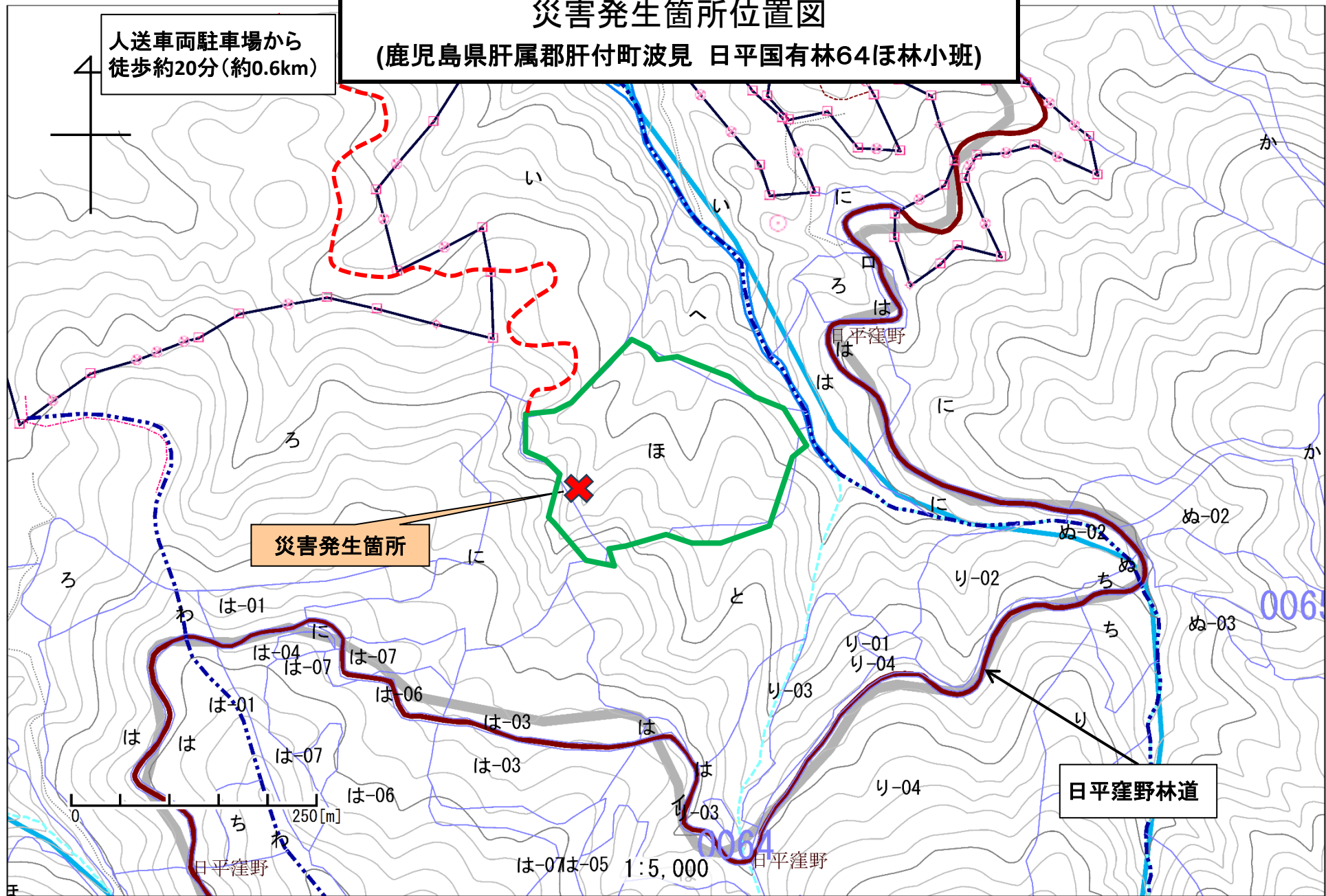


災害発生箇所位置図
(鹿児島県肝属郡肝付町波見 日平国有林64ほ林小班)



災害発生箇所位置図 (鹿児島県肝属郡肝付町波見 日平国有林64ほ林小班)

人送車両駐車場から
徒歩約20分(約0.6km)



災害発生箇所【作業配置図】
(鹿児島県肝属郡肝付町波見 日平国有林64ほ林小班)



災害発生箇所【立木配置図】

(鹿児島県肝属郡肝付町波見 日平国有林64ほ林小班)

つるがらみの
状況

ヒノキ立木B

D : 40cm
H : 20m

傾斜約30度

ヒノキ立木A

D : 34cm
H : 18m

2.50m

4.40m

ヒノキ立木C

D : 20cm
H : 17m

〈ヒノキ立木Bの伐根〉

クサビ

45cm

42cm

12cm

災害発生状況現地写真（1）

（鹿児島県肝属郡肝付町波見 日平国有林64ほ林小班）

被災箇所周辺のつるがらみの状況

〈被災箇所上方のつるがらみの状況〉



〈ヒノキ立木B、Cのつるがらみの状況〉



災害発生箇所

ヒノキ立木A,B,C



災害発生状況写真（2）

鹿児島県肝属郡肝付町波見 日平国有林64ほ林小班

〈ヒノキ立木Cの根倒れ状況（裏側）〉



ヒノキ立木C

ヒノキ立木B

傾斜約30度

※災害調査のため、防護衣は未着用

災害発生状況写真（3）

（鹿児島県肝属郡肝付町波見 日平国有林64ほ林小班）

ヒノキ立木C



※災害調査のため、防護衣は未着用